

お客様各位

ご使用になっていない通帳・証書がないかご確認下さい

■お手元に長い間ご使用になっていない預金通帳・証書はございませんか？

お預けいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引の動きのない状態になっている預金はございませんか。

当組合では、このような預金も引き続きお預かりしています。預金通帳・証書とお取引印の確認、ご本人が確認できる資料（運転免許証等）のご提示など、所定の手続きを経たうえで払い戻すことができますので、いま一度ご確認をお願いします。

また、預金通帳・証書・キャッシュカード・お取引印が見当たらない場合でも、ご本人様の預金であることが確認できれば払戻しができますので、ご本人様であることを確認できる資料（有効期限内のもの）のほか、口座の支店名や口座番号がわかるもの等をご用意いただき、当組合本支店の窓口までご照会・ご相談ください。

七 島 信 用 組 合